令和６年度　児童手当制度改正フローチャート

ここからスタート

令和６年９月１日現在、健康・子育て課から児童手当（特例給付）を受けていますか

はい →

令和６年９月１日現在、22歳年度末までの子を３人以上養育していますか

はい →

養育している22歳年度末までの子のうち、18歳年度末以上の子（平成14年４月２日から平成18年４月１日までに生まれた子）はいますか

はい →

④へ

↓いいえ

いいえ

↓いいえ

児童の父または母のうち、所得が高い方の職業は公務員ですか

はい →

①へ

養育している児童のうち、高校生年代までの子を３人以上養育していますか

はい

↓いいえ

↓いいえ

児童の父または母のうち、所得が高い方の住民登録地は美浜町ですか

はい →

②へ

養育している児童のうち、高校生年代はいますか

はい →

⑤へ

いいえ

↓いいえ

③へ

令和６年９月１日現在、特例給付（児童一人当たり5,000円）を受けていますか

（児童手当（児童一人当たり10,000円または15,000円）を受けている方は「いいえ」を選択）

はい

いいえ →

⑥へ

①【所属庁で申請が必要な場合があります】
詳細は所属庁にお問い合わせください。

②【申請が必要です】
健康・子育て課に令和６年９月30日までに新規申請をお願いします。

③【他自治体で申請が必要な場合があります】
詳細は児童の父または母のうち、収入が高い方の住民登録がある自治体にお問い合わせください。

④【申請が必要な場合があります】
養育の状況により、手当額が増額する場合があります。増額改定には「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。

⑤【申請不要です】
自動更新を行いますので申請不要です。
手当の額に変更がありますので、後日、通知をお送りします。

⑥【申請不要です】
本改正に伴う手当額に変更ありません。